

放置預金（休眠預金）にご注意

2019年1月から休眠預金についての新法(休眠預金活用法)の扱いがスタートします。10年以上放置された預金は国によって社会事業に活用されることとなりました。

10年以上放置された預金は休眠預金と呼ばれ、毎年数百億円がその対象になっていると言われています。

2019年1月の新法適用後、金融機関は1万円以上の残高預金者へ登録住所に郵送などで通知し、受け取ったことを確認できれば、休眠預金ではないこととなります。

- ・登録住所を変更していない場合（金融機関からの知らせが届かない）
- ・本人がどの銀行に預金しているか忘れた場合
- ・本人が痴呆症で思い出せなかったりする場合

は休眠口座になってしまう可能性もあります。

休眠預金は国が『没収』するわけではなく、いつでも請求すれば払い戻しは可能です。通帳や口座番号など過去の取引を確認できる書類とともに免許書などの本人確認書類を持参すると銀行の窓口で引き出すことができますが、キャッシュカードが使えなくなっていたり、口座内容の確認等のためその場ですぐに引き出せないこともあります。

注意することは『本人が申し出る必要があること』です。

本人が休眠口座に気づかなければ、払い戻しもできません。

かつては銀行口座の開設は今に比べて容易だったので、お付き合いで作った口座の通帳などが引き出しに眠っていることもあります。それぞれの残高は大したことがなくても、今一度通帳の整理を試みたらいかがでしょうか。

[年末調整についての資料が税務署から送付されています。年末調整のご案内を差し上げている顧問先の皆様には第3週にご案内をお送りいたします]